毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎ 告　示	
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	障害福祉課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（２件）	漁業振興課
・洪水浸水想定区域の指定の変更及び指定	河川課
・一般競争入札の参加者の資格等	警察本部会計課
◎ 公　告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経営支援課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（２件）	〃
・肥料登録の有効期間の更新（５件）	農業イノベーション推進室
・県営計画変更決定	農村整備課
・測量の実施	建設企画課
・測量の終了	〃
・建築基準法に基づく総合的設計による一団地の認定	建築課
・開発行為に関する工事完了	〃
・一般競争入札の実施	警察本部会計課
・落札者等	〃
◎ 公安委員会規則	
○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	交通規制課
◎ 正　誤	
・平成31年１月18日付け長崎県公報第10791号中	砂防課

告　　示

長崎県告示第367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

長崎県知事　大石　賢吾

令和６年６月21日

	指定医療機関の名称	所　在　地	変更年月日
新	あいず訪問看護ステーション元町	佐世保市元町２番10号 ル・モント・ジョリ元町103	令和６年５月１日

旧	あいず訪問看護ステーション山縣	佐世保市山県町６－３　プロスペール１Ｆ	

長崎県告示第368号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認めた。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

加入区

小浜町加入区

長崎県告示第369号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認めた。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

加入区

口之津町加入区

長崎県告示第370号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第５項の規定により、二級河川東大川水系東大川及び二級河川東大川水系楠原川に係る洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）を変更し、同条第２項第３号の規定により、次の河川に係る洪水浸水想定区域を定めたので、同条第４項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び県央振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

番号	水系名	河川名
		本明川
		境川
		湯江川
		田島川
		仁反田川
		長走川
		有明川
		今木場川
		千鳥川
		山田川
		黒仁田川
		長谷川
		田川原川

1	一級河川本明川水系	土井川
		小江川
		深海川
		剃刀峰川
		段堂川
		長田川
		川床川
		小ヶ倉川
		夫婦木川
		倉屋敷川
		新倉屋敷川
		中山西川
		福田川
		八天川
		目代川
		東河内川
		西谷川
		谷川
		琴川
		湯野尾川
		富川
2	二級河川東大川水系	今村川
		真崎川
3	二級河川西大川水系	西大川
4	二級河川久山川水系	久山川
5	二級河川有喜川水系	有喜川
6	二級河川長里川水系	長里川
		小川内川
7	二級河川今里川水系	今里川
8	二級河川小深井川水系	小深井川
9	二級河川田結川水系	田結川

10	二級河川江ノ浦川水系	江ノ浦川
11	二級河川唐比川水系	唐比川
12	二級河川喜々津川水系	喜々津川
		中里川
		丸尾川

長崎県告示第371号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

１　特定役務の種類

特定役務の種類は、次のとおりとする。

警察用船舶「ふくえ」船舶定期検査等整備

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者とする。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和５年２月17日付け崎組（暴排）第７号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

⑷　競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑸　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑹　原則として１年以上の営業実績を有しない者

３　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から令和６年７月10日までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

⑶　申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

ア　法人にあっては、次の㋐及び㋑

㋐　登記簿謄本

㋑　前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ　個人にあっては、次の㋐、㋑及び㋒

㋐　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

㋑　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

㋒　前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ　県税に関し未納がないことを証する証明書

エ　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ　印鑑届（様式第２号）
キ　口座振替申込書（様式第３号）
ク　取扱品目明細書（様式第４号）
ケ　代理店、特約店等の契約明細書（様式第５号）
コ　物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第９号）
サ　その他知事が必要と認める書類

⑷　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850－8570長崎市尾上町３－１
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095－895－2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕https://treasury.pref.nagasaki.jp/

４　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第６号）により通知（郵送）する。

５　指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第９号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人及び同条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第２条第１項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１条第１項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

６　３の⑵、３の⑶のカからコまで、４及び５に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

７　資格の有効期間及び更新手続

⑴　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和８年９月30日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和８年７月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

８　資格の取消し等

⑴　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑶に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

⑵　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

⑶　資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公　　告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

新大村駅前ＰＪ

長崎県大村市植松三丁目160番地２の一部 ほか

⑵　届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社　支配人 髙岡良典

東京都港区芝三丁目33番１号

⑶　変更した事項

①大規模小売店舗の名称

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑷　変更の年月日

令和６年３月７日

２　届出年月日

令和６年４月30日

３　関係書類の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から４月間

⑵　縦覧場所

県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び大村市産業振興部商工振興課

４　その他

法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対し、同法第８条第１項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第８条第３項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス東諫早店

長崎県諫早市小豆崎町195番地１　ほか４筆

２　届出の概要

⑴　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

３　意見書の概要

⑴　意見書を提出した者

諫早市長　大久保潔重

⑵　意見書の内容
　　意見なし
４　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
　　公告の日から１月間
⑵　縦覧場所
　　県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対し、同法第８条第１項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第８条第３項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　　ダイレックス西諫早店
　　長崎県諫早市貝津町1460番地７　ほか
２　届出の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地の届出事項の変更
⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
３　意見書の概要
⑴　意見書を提出した者
　　諫早市長　大久保潔重
⑵　意見書の内容
　　意見なし
４　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
　　公告の日から１月間
⑵　縦覧場所
　　県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第602号	肉骨粉	大元肉骨粉第609号	窒素全量 6.0% りん酸全量 9.0%	佐賀県佐賀市巨勢町東西276番地の３	大日興産株式会社 代表取締役 大倉　一夫	平成12年７月26日	令和６年７月26日から令和12年７月25日

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第681号	混合有機質肥料	混合有機質肥料味源	窒素全量 6.6% りん酸全量 6.1%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地１	長崎油飼工業株式会社 代表取締役社長 本田　友宏	平成30年５月23日	令和６年５月23日から令和９年５月22日

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第682号	混合有機質肥料	混合有機質肥料エビス	窒素全量 7.0% りん酸全量 6.2%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地１	長崎油飼工業株式会社 代表取締役社長 本田　友宏	平成30年５月23日	令和６年５月23日から令和９年５月22日

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第683号	混合有機質肥料	混合有機質肥料バイムフィッシュ	窒素全量 5.6% りん酸全量 7.4%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地１	長崎油飼工業株式会社 代表取締役社長 本田　友宏	平成30年５月23日	令和６年５月23日から令和12年５月22日

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第684号	混合有機質肥料	混合有機質肥料長有研	窒素全量 7.6% りん酸全量 4.9%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地１	長崎油飼工業株式会社 代表取締役社長 本田　友宏	平成30年６月６日	令和６年６月６日から令和９年６月５日

県営土地改良事業計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定に基づき、飯盛南部後田地区県営水利施設等保全高度化事業　畑地帯総合整備事業畑地帯総合整備型（担い手支援対策）事業計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第６項で準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

１　縦覧に供すべき書類の名称
　水利施設等保全高度化事業　畑地帯総合整備事業
　畑地帯総合整備型（担い手支援対策）土地改良事業計画書
　（飯盛南部後田地区）（農業用用排水施設整備）
２　縦覧期間
　令和６年６月21日から令和６年７月11日まで
３　縦覧場所
　平　　日：諫早市役所農林水産部農地保全課
　土日祝日：諫早市役所本館１階管理室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、壱岐振興局長から公共測量（壱岐地区木堂第２ため池用地測量業務委託）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
壱岐市勝本町	令和６年７月１日から 令和６年９月26日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第２項の規定により、県北振興局長から公共測量（３級・４級基準点測量、３級水準測量、空中写真測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地　　域	終　了　日
佐世保市横手町、心野町	令和６年４月30日

建築基準法に基づく総合的設計による一団地の認定（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第１項の規定に基づき、総合的設計による一団地の認定をしたので、同条第８項の規定により公告する。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

1　認定申請者
　長崎県土木部営繕課長　進藤　政洋
2　認定した一団地の区域
　長崎県諫早市堂崎町４番１の一部、４番５の一部
3　認定番号及び認定年月日
　認定番号　　６建第218号
　認定年月日　令和６年６月６日
4　縦覧場所
　長崎県県央振興局建設部建築課

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初協議 令和５年１月４日 長崎県指令 ４都第1255号 変更協議（第１回） 令和５年３月28日 変更協議（第２回） 令和５年８月31日 変更協議（第３回） 令和５年９月29日 変更協議（第４回） 令和５年12月20日 変更協議（第５回） 令和６年５月10日	長崎県西彼杵郡時津町日並郷字開田1300番52	長崎市元船町17番１号長崎県大波止ビル５階 長崎県土地開発公社　理事長　松尾信哉

一般競争入札の実施（公告）

警察用船舶の船舶定期検査等整備について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

1　一般競争入札に付する事項
⑴　業務の名称
　警察用船舶「ふくえ」船舶定期検査等整備
⑵　整備の内容
　警察用船舶「ふくえ」船舶定期検査等整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
⑶　履行期間
　令和６年８月19日から令和６年９月27日まで（40日間）
⑷　入札の方法
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額

（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に示した入札の参加審査を受け、船舶修理に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。

⑷　この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和５年２月17日付け崎組（暴排）第７号。以下「暴力団等排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等

前記２の⑶に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570　長崎県長崎市尾上町３－１

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和６年７月10日（水）　午後５時00分

４　入札参加条件

⑴　当該整備の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。

⑵　当該整備の「仕様書」の内容の全部又は主体部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者

⑶　当該整備については、日本国内において実施すること。

５　当該整備契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（名称）長崎県警察本部警務部会計課（契約係）

（住所）〒850-8548　長崎県長崎市尾上町３番３号

（電話）095-820-0110　内線2234

６　現場説明会

⑴　令和６年７月５日（金）　午後１時30分

⑵　大村市杭出津１丁目　馬場先ボートパーク

７　契約条項を示す場所

５の部局等とする。

８　入札説明書の交付方法

⑴　入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

⑵　入札説明書の配布期間は、この公告の日から令和６年７月31日（水）午後５時00分まで（県の休日を除く。）とする。

⑶　入札説明書の配布場所は、５の部局等とする。

９　入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10　入札の場所及び期日等

⑴　場所　長崎県警察本部３階入札室

⑵　期日　令和６年８月１日（木）　午後１時30分開始
　開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。

11　郵送による場合の入札書の受領期限等
⑴　受領期限　令和６年７月31日（水）　午後５時00分必着
⑵　提出先　長崎県警察本部警務部会計課契約係
⑶　その他　郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

12　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金
　見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、その内容を証明するもの（２件以上）を提出した場合
⑵　契約保証金
　契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

13　入札者が代理人である場合の委任状の提出
　入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。
　適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14　入札の無効
　次の入札は、無効とする。
　なお、次の⑴から⑻までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。
⑶　入札者が連合して入札をしたとき。
⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。
⑹　入札書が所定の日時までに到達しないとき。
⑺　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑻　暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑼　所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。
⑽　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。
⒁　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
⒂　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15　落札者の決定方法
⑴　長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16　落札決定の取消
⑴　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
⑵　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

17　その他
⑴　契約書の作成を要する。
⑵　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
⑶　調達手続きの停止等
　この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
⑷　その他、詳細は入札説明書による。

18　Summary
⑴　Nature and quantity of the services to be required:
　Police vessel "FUKUE" periodical inspection 1set
⑵　Fulfillment Period:
　August 19, 2024 through September 27, 2024
⑶　Time-limit for the submission of tender:
　5:00 pm. July 31, 2024
⑷　Date and time for the opening of tender:
　1:30 pm. August 1, 2024
⑸　Contact point for the notice:
　3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
　Finance Division
　Police Administration Department
　Nagasaki Prefectural Police
　Tel 095-820-0110 ext 2234

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。
令和６年６月21日

長崎県知事　大石　賢吾

１　物品等又は特定役務の名称及び数量
①　複合機用トナーカートリッジ外購入（単価契約）
（内訳は別表のとおり）
②　長崎県警察統合情報通信ネットワーク用端末装置等の賃貸借及び保守　１式
③　グループウェアシステムの賃貸借及び保守　１式
④　新文書管理システムの賃貸借及び保守　１式
２　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称　長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所　〒850-8548　長崎県長崎市尾上町３番３号
電話　095-820-0110

3　調達方法
①　購入
②　賃貸借
③　賃貸借
④　賃貸借

4　契約方法
一般競争入札

5　落札決定日
①　令和６年４月24日
②　令和６年５月21日
③　令和６年５月21日
④　令和６年６月６日

6　落札者
①　福岡県福岡市博多区豊１丁目４番30号
株式会社セラビ福岡支店　支店長　森　健太郎
②　長崎市田中町585番地５
扇精光ソリューションズ株式会社　代表取締役　濵口　晴樹
③　長崎市田中町585番地５
扇精光ソリューションズ株式会社　代表取締役　濵口　晴樹
④　長崎市田中町585番地５
扇精光ソリューションズ株式会社　代表取締役　濵口　晴樹

7　落札価格
①　別表のとおり　　（消費税及び地方消費税を含まない。）
②　1,988,274,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
③　163,818,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
④　213,678,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

8　入札公告日
①　令和６年３月８日
②　令和６年４月５日
③　令和６年４月５日
④　令和６年４月23日

9　落札方式
最低価格

別表

品　名	規　格	予定数量	単価
トナーカートリッジ	CT202630黒色	250本	37,400円
トナーカートリッジ	CT202631青色	180本	24,800円
トナーカートリッジ	CT202632赤色	180本	24,800円
トナーカートリッジ	CT202633黄色	180本	24,800円
トナーカートリッジ	CT203138黒色	110本	42,500円
トナーカートリッジ	CT203139青色	80本	28,700円

トナーカートリッジ	CT203140赤色	80本	28,700円
トナーカートリッジ	CT203141黄色	80本	28,700円
ドラムカートリッジ	CT351104	190本	59,300円
トナー回収ボトル	CWAA0901	340本	3,600円

公安委員会規則

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年６月21日

長崎県公安委員会委員長　安部　惠美子

長崎県公安委員会規則第７号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表第２（第16条の２関係）

路線名	区間
高速自動車国道（長崎自動車道）	長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字頭山693番25から長崎県長崎市早坂町1085番２まで
一般国道34号	長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字俵坂東2228番１から長崎県長崎市万才町２番２まで
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布1496番１から長崎県長崎市昭和町614番９まで
	長崎県長崎市川平町964番５から長崎県長崎市西山町４丁目13番３まで
一般国道35号	略
一般国道57号	長崎県諫早市森山町田尻字仕築1769番１から長崎県諫早市森山町下井牟田字久米山2449番１まで
一般国道202号	長崎県西海市西彼町小迎郷2514番から長崎県西海市西海町中浦北郷1810番１まで
	長崎県長崎市宝町５番10から長崎県長崎市万才町２番２まで
	長崎県長崎市宝町５番10から長崎県長崎市旭町５番を経由して長崎県長崎市大黒町14番５まで
	長崎県長崎市塩浜町59番１地先から長崎県長崎市旭町3000番４地先まで

改正前

別表第２（第16条の２関係）

路線名	区間
高速自動車国道（長崎自動車道）	長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字頭山693番25から長崎県長崎市早坂町1,085番２まで
一般国道34号	長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字俵坂東2,228番１から長崎県長崎市万才町２番２まで
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布1,496番１から長崎県長崎市昭和町614番９まで
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県長崎市川平町964番５から長崎県長崎市西山町４丁目13番３まで
一般国道35号	略
一般国道202号	長崎県西海市西彼町小迎郷2,514番から長崎県西海市西海町中浦北郷1,810番１まで

一般国道205号	略
	長崎県佐世保市崎岡町3255番１から長崎県佐世保市崎岡町3487番２まで
	長崎県佐世保市崎岡町3255番１から長崎県佐世保市崎岡町2963番１まで
	長崎県佐世保市崎岡町2963番１から長崎県佐世保市崎岡町3487番２まで

一般国道206号	長崎県長崎市宝町５番10から長崎県西海市西彼町小迎郷2514番まで
略	
一般国道251号	略
	長崎県長崎市田中町79番13地先から長崎県長崎市田中町279番24地先まで
	長崎県雲仙市愛野町甲字宮添4399番４地先から長崎県諫早市森山町田尻1622番５地先

一般国道324号	長崎県長崎市新地町105番２地先から長崎県長崎市早坂町1133番地先まで
	長崎県長崎市早坂町1121番１地先から長崎県長崎市早坂町1647番13地先まで

略	
一般国道497号（西九州自動車道）	略
	長崎県松浦市今福町滑栄免字札ノ元1062番１（県境）から長崎県松浦市志

一般国道202号	長崎県長崎市宝町５番10から長崎県長崎市万才町２番２まで
一般国道202号	長崎県長崎市宝町５番10から長崎県長崎市旭町５番を経由して長崎県長崎市大黒町14番５まで
一般国道202号	長崎県長崎市塩浜町59番１地先から長崎県長崎市旭町3,000番４地先まで
一般国道205号	略

一般国道205号	長崎県佐世保市崎岡町3,255番１から長崎県佐世保市崎岡町3,487番２まで
一般国道205号	長崎県佐世保市崎岡町3,255番１から長崎県佐世保市崎岡町2,963番１まで
一般国道205号	長崎県佐世保市崎岡町2,963番１から長崎県佐世保市崎岡町3,487番２まで
一般国道206号	長崎県長崎市宝町５番10から長崎県西海市西彼町小迎郷2,514番まで
略	
一般国道251号	略

一般国道251号	長崎県長崎市田中町79番13地先から長崎県長崎市田中町279番24地先まで
一般国道251号	長崎県雲仙市愛野町甲字宮添4,399番４地先から長崎県諫早市森山町田尻1,622番５地先
一般国道324号	長崎県長崎市新地町105番２地先から長崎県長崎市早坂町1,133番地先まで

一般国道324号	長崎県長崎市早坂町1,121番１地先から長崎県長崎市早坂町1,647番13地先まで
略	
一般国道497号（西九州自動車道）	略

	佐町浦免字大浜197番42まで

一般国道499号	略
	長崎県長崎市戸町４丁目913番７地先から長崎県長崎市小ヶ倉町２丁目211番地先まで

略

主要地方道 佐世保日野松浦線	略
	長崎県佐世保市日野町825番１地先から長崎県佐世保市川下町142番２地先まで

略

主要地方道 大村貝津線	長崎県諫早市貝津町1579番地先から長崎県諫早市貝津町1550番７地先まで
主要地方道 大島太田和線	長崎県西海市西海町中浦北郷1810番１から長崎県西海市大島町1323番17まで
主要地方道 崎戸大島線	長崎県西海市大島町1813番17から長崎県西海市大島町1616番３まで
主要地方道 長崎空港線	長崎県大村市箕島町593番２地先から長崎県大村市桜馬場２丁目370番１地先まで
主要地方道 長崎南環状線	長崎県長崎市大浜町433番４地先から長崎県長崎市早坂町1647番12地先まで
一般県道 寺島馬込港線	長崎県西海市大島町1323番17から長崎県西海市大島町1813番17まで
一般県道 黒瀬馬込港線	長崎県西海市大島町1605番１から長崎県西海市大島町1616番３まで
略	
一般県道 長崎芒塚インター線	長崎県長崎市早坂町1086番１地先から長崎県長崎市早坂町1116番１地先まで
略	
一般県道 長崎式見港線	略
	長崎県長崎市幸町71番地先から長崎県

一般国道497号（西九州自動車道）	長崎県松浦市今福町滑栄免字札ノ元1,062番１（県境）から長崎県松浦市志佐町浦免字大浜197番42まで
一般国道499号	略

一般国道499号	長崎県長崎市戸町４丁目913番７地先から長崎県長崎市小ヶ倉町２丁目211番地先まで

略

主要地方道 佐世保日野松浦線	略

主要地方道 佐世保日野松浦線	長崎県佐世保市日野町825番１地先から長崎県佐世保市川下町142番２地先まで

略

主要地方道 大村貝津線	長崎県諫早市貝津町1,579番地先から長崎県諫早市貝津町1,550番７地先まで
主要地方道 大島太田和線	長崎県西海市西海町中浦北郷1,810番１から長崎県西海市大島町1,323番17まで
主要地方道 崎戸大島線	長崎県西海市大島町1,813番17から長崎県西海市大島町1,616番３まで

一般県道 寺島馬込港線	長崎県西海市大島町1,323番17から長崎県西海市大島町1,813番17まで
一般県道 黒瀬馬込港線	長崎県西海市大島町1,605番１から長崎県西海市大島町1,616番３まで
略	
一般県道 長崎インター線	長崎県長崎市早坂町1,086番１地先から長崎県長崎市早坂町1,116番１地先まで
略	
一般県道 長崎式見港線	略

	長崎市元船町14番36地先まで
	長崎県長崎市尾上町１番18地先から長崎県長崎市尾上町２番７地先まで
	長崎県長崎市尾上町１番47地先から長崎県長崎市尾上町２番７地先まで

一般県道 長崎式見港	長崎県長崎市幸町71番地先から長崎県長崎市元船町14番36地先まで
一般県道 長崎式見港線	長崎県長崎市尾上町１番18地先から長崎県長崎市尾上町２番７地先まで
一般県道 長崎式見港線	長崎県長崎市尾上町１番47地先から長崎県長崎市尾上町２番７地先まで
一般県道 長崎空港線	長崎県大村市箕島町593番2地先から長崎県大村市桜馬場２丁目370番１地先まで
一般県道 長崎南環状線	長崎県長崎市新戸町３丁目858番182地先から長崎県長崎市早坂町1647番12地先まで

一般県道 諫早外環状線	長崎県諫早市長野町1007番２地先から長崎県諫早市貝津町988番４地先まで
略	
長崎市道 稲佐町若草町線	長崎県長崎市梁川町2400番地先から長崎県長崎市若草町１番３地先まで
略	
長崎市道 田中町中里町線	長崎県長崎市田中町279番24地先から長崎県長崎市田中町1027番８地先まで
略	
諫早市道 赤島線	長崎県諫早市久山町2987番７地先から長崎県諫早市久山町2014番20地先まで
諫早市道 赤島東線	長崎県諫早市久山町2014番70地先から長崎県諫早市久山町2014番53地先まで
諫早市道 中核工業団地１号線	長崎県諫早市貝津町1636番15地先から長崎県諫早市貝津町1830番53地先まで
略	
時津町道 八工区線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3605番１地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3607番２地先まで
	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3607番２地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3619番地先まで
	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3619番地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3450番15地先まで

略	
長崎市道 稲佐町若草町線	長崎県長崎市梁川町2, 400番地先から長崎県長崎市若草町１番３地先まで
略	
長崎市道 田中町中里町線	長崎県長崎市田中町279番24地先から長崎県長崎市田中町1, 027番８地先まで
略	
諫早市道 赤島線	長崎県諫早市久山町2, 987番７地先から長崎県諫早市久山町2, 014番20地先まで
諫早市道 赤島東線	長崎県諫早市久山町2, 014番70地先から長崎県諫早市久山町2, 014番53地先まで
諫早市道 中核工業団地１号線	長崎県諫早市貝津町1, 636番15地先から長崎県諫早市貝津町1, 830番53地先まで
略	
時津町道 八工区線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3, 605番１地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3, 607番２地先まで

時津町道	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3, 607番

八工区線	２地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,619番地先まで
時津町道 八工区線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,619番地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,450番15地先まで
臨港道路	長崎県西彼杵郡時津町元村郷862番５から長崎県長崎市畝刈町1,613番89まで

臨港道路	長崎県西彼杵郡時津町元村郷862番５から長崎県長崎市畝刈町1613番89まで
	長崎県長崎市畝刈町1613番89から長崎県長崎市京泊町1589番まで
	長崎県長崎市小ヶ倉町３丁目（長崎港コンテナヤード）から長崎県長崎市小ヶ倉町３丁目88番まで
	長崎県諫早市貝津町1550番地７先から長崎県諫早市久山町2014番20地先まで

臨港道路	長崎県長崎市畝刈町1,613番89から長崎県長崎市京泊町1,589番まで
臨港道路	長崎県長崎市小ヶ倉町３丁目（長崎港コンテナヤード）から長崎県長崎市小ヶ倉町３丁目88番まで
臨港道路	長崎県諫早市貝津町1,550番地７先から長崎県諫早市久山町2,014番20地先まで

附　則

この規則は、令和６年７月１日から施行する。

正　　誤

平成31年１月18日付け長崎県公報第10791号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
64	８～24	長崎市琴海村松町後手	長崎市琴海村松町後平
65	１～４		
66	21		

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥